

補助対象となる設備等

1 設 備

用 途	対 象 設 備	対象外設備
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済に用いる端末（ソフトウェア含む）及び配線	主用途がキャッシュレス決済となっていない端末や配線
発熱等確認	熱感知カメラ（サーモグラフィ）、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板、パルスオキシメーター	
換気	空気清浄機、空気循環サーキュレーター（扇風機）、網戸、換気扇、CO ₂ 濃度測定器	空気清浄機能や換気機能が無いエアコン
滅菌	非接触型消毒液噴霧器（感応式、足踏式）、衣服等滅菌装置、紫外線滅菌装置、スリッパ消毒装置、加湿器、湿度計、オゾン発生装置、消毒薬設置台	次亜塩素酸水噴霧器
手洗い	除菌電解水給水器、引き落とし式ペーパータオルホルダー	ハンドドライヤー
接触防止	パーティション、アクリル板、ビニールカーテン、人感センサー付き照明器具、センサー型自動水栓、送迎車用ビニールシート、自動扉、足下への距離表示シール、三密防止啓発のための掲示物	
顧客情報の管理	顧客情報管理用の端末	

2 消耗品

新型コロナウイルス感染症対策で必要となった消耗品の購入費

用 途	対象となる消耗品の例
滅菌	手指消毒液、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム（備品消毒用）、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水 等
手洗い	ペーパータオル、せっけん（詰め替え用） 等
接触防止	フェイスシールド、使い捨てマスク、使い捨て手袋 等

注1：設備の修繕費用やリース料金（前払い分を除く）、取付け費用、配送手数料は対象に含まれます。

注2：その他の設備等が対象に含まれるかどうかは、個別に御相談ください。